

「代理出産」を論じるシンポジウムにパネリスト参加

金子 昭

2月25日、國學院大学を会場に行われた日本宗教連盟主催のシンポジウム「第5回宗教と生命倫理」に、パネリストの1人として参加した。テーマは「『代理出産』の問題点を考える—生殖補助医療といのちの尊厳—」。パネリストは、発題順に、久具宏司・東京大学医学部附属病院講師、今岡達雄・浄土宗総合研究所研究員、根津八紘・諏訪マタニティークリニック院長、金子昭・天理大学おやさと研究所教授、柘植あづみ・明治学院大学社会学部教授の5名。コーディネーターは、島蘭進・東京大学大学院教授が務めた。会場は200名を超える聴講者が詰めかけ、テレビや新聞などマスコミ各社も取材に来ていた。

久具氏は、主に医学的見地から、代理出産（代理懐胎）にいたる生殖補助医療の説明を行い、その医学的適応やリスクなどの課題について問題提起を行った。

今岡氏は、浄土宗総合研究所で行ったアンケート結果に基づき、各宗教教団での生殖補助医療の取り組みを概説し、仏教の生命観による代理出産の問題性について指摘した。

根津氏は、日本で初めて代理出産を実行した産婦人科医であるが、これまでに行ってきた自らの生殖補助医療（減胎手術、非配偶者間体外受精、卵子セルフバンクなど）について紹介。代理出産は相互扶助の医療であると位置づけ、独自のガイドラインを設けて実施している現状を報告した。その代理出産は母娘、姉妹間に限定されて行われている。根津氏は、今回のシンポジウムのキーパーソンとも言うべきパネリストであった。

私（金子）は、宗教は「いのちの尊厳」について、その“根拠”、

すなわち神仏の教えという超越的な次元から語るという特徴を述べ、どんなに医療技術が進展しても、「いのち」に関わる自己決定権には一定の制限がなされなければならないと論じた。代理出産は、生殖にあたって夫婦以外の第三者を介在させるがゆえに、不妊治療の延長線上に単純に位置づけることはできない。根津氏のように代理出産を「扶助生殖医療」としてしまうと、それは相互扶助という言葉の過剰な使用であり、それによって「いのちの尊厳」を侵すことになるのではないかと、批判的意見を提起した。

柘植氏は、医療人類学の立場から、諸外国の事例を紹介しながら代理出産の問題点を紹介し、代理出産の依頼者と引き受ける側との社会経済的格差や、それによって生まれてくる子どもの諸権利や福祉の確保、また不妊への偏見・差別を代理出産が解決せず、むしろより助長する側面などについて解説した。

政府内の有識者会議では、すでに代理出産を含めた生殖補助医療技術についての国内での法整備に向けた審議が進んでいる。代理出産という大きな「関門」は、不妊治療の「水路」において、根津医師により力づくで突破された感がある。昨今では、マスコミ世論の動向も、批判的なものから条件つき賛成へと微妙に変化しているように思われる。代理出産は無償の愛、ボランティア精神に基づくという、ヒューマンイズム美談の言説も現れてきている。このまま法制化に至れば、臓器移植法制定およびその改正の時と同じような経過をたどることが予想される。

今回、宗教界として代理出産問題について初めて本格的に取り上げたわけであるが、これからさらなる討議を行い、それぞれの教えに基づく見解を一般市民社会と共有しうる形で広く提起していく必要があることを強く感じた。

障害者の権利条約批准における我が国の課題

八木三郎

2006年12月5日、国連において「障害者権利条約」（以下、権利条約）が採択された。その後、2008年4月にエクアドル政府が20番目となる批准書を国連に寄託したことによって、権利条約第45条の規定に基づき、障害を理由にしたあらゆる差別、不公平を禁止する障害者権利条約が発効した。日本政府は2007年9月28日に条約に署名はしたものの、いまだ批准には至っていない。今後、日本が批准に向けてどのように歩んでいこうとするのか、現在抱える障害者問題、課題について少し触れたい。

この権利条約を含め国連が採択した人権条約は、現在9つ存在する。それは、社会的規約、自由権規約、人種差別撤廃規約、女性差別撤廃規約、拷問等禁止条約、子どもの権利条約、移住労働者の権利条約、強制失踪、そして障害者の権利条約である。

従来、障害者に関する法律は医学モデルとしての身体的機能障害の視点から社会復帰させる対象としてのとらえ方によるものであり、人権の視座に基づくものではなかったといえる。それ故、1981年の国連・国際障害者年以降、障害者の差別禁止条約の国際法の制定を試みたもののいずれも失敗に終わっている。障害者の人権保障を理論上否定はしないものの、現実的ではなく、その具現化にほど遠いものであった。故に、国際人権文書では差別禁止事由のなかで「障害」がその対象とされず、常に対象外の扱いであった。

しかし、2006年に採択された権利条約は、障害者を旧来のリハビリテーションによる治療の対象とするのではなく、また憐れむべき保護の客体でもなく、人権の主体としての存在である障害者観に立脚している。とりわけ、障害の問題は、障害が表してい

る差異に対する国家及び市民社会の責任の欠如から生じるものであり、国家はあらゆる人々の尊厳及び平等権の完全な尊重を確保するため、社会的につくられた障壁に取り組む責任を負う、という障害の人権モデルを定義している。

権利条約は「締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害のある人に保障する」（第5条2項）となっている。この権利条約の批准に向けた我が国の課題の一つは、現行国内法の分析、点検、見直しである。権利条約に明示されている障害を理由とする差別の撤廃を実現するには、自由権を基盤とする権利を保障する社会の構築が不可欠である。今日まであらゆる分野で許容されてきた我が国の障害者への不公平な対応を鑑みると、現行の国内法と権利条約との整合性をはかることが容易ではない状況が存在する。障害の有無にかかわらず、社会の一員として生きる権利や機会を認めるシステムをいかに構築するのか、教育、福祉、医療等における社会権の実現にもつながる環境への法的整備が急務となっている。現在、日本政府において、国内法の改廃、改正、変更の作業が進められている。

具体的には、2011年に障害者基本法の改正、2012年に障害者総合福祉法（仮称）の制定、2013年には障害者差別禁止法（仮称）の制定となっている。しかし、2011年3月9日の『読売新聞』に掲載されたように「障害者制度改革に暗雲」が立ちこめているのである。権利条約の制定過程において重要なポイントとなった「Nothing about us without us」（我らを抜きに我らのことを決めてはならない）という言葉等を等閑視し、「障がい者制度改革推進会議」における当事者の提言が反映されずに政府は国の施策の基本理念を定めた障害者基本法の改正案を国会に提出する予定となっている。これに注目する関係者は危惧し、予断を許さない状況である。

「学術における男女共同参画推進の加速化に向けて—アンケート調査結果の分析をてがかりに—」（日本学術会議）に参加
堀内みどり

標記公開講演が「学術における男女共同参画推進の取組の現状と課題について、我が国の国・公・私立 733 大学を対象としたアンケート調査結果及び大学等の取組事例から検討・分析し、学術における男女共同参画推進の取組の加速化のための方策を提言する」という趣旨で、3月2日、日本学術会議講堂において開催された。

小箆香椎子氏（日本学術会議連携会員）の開会挨拶・趣旨説明につづいて、金澤一郎日本学術会議会長による日本学術会議の活動説明および岡島敦子内閣府男女共同参画局長、板東久美子文部科学省生涯学習政策局長の挨拶、男女共同参画社会のために政府担当部局が行っている施策とその現況・展望が語られた。

「第4期科学技術基本計画と男女共同参画」について基調講演した相澤益男氏（総合科学技術会議議員）は、「躍進するアジア 迫られる日本の対応」を念頭においた「第4期科学技術基本計画（2011～2015）」（答申）の基本認識とその内容について総括的に説明した。この計画（答申）は、10年を見通した今後5年間の科学技術に関する国家戦略であり、①将来にわたり持続的な成長を遂げる国、②豊かで質の高い国民生活を実現する国、③国家存立の基盤となる科学技術を保持する国、④地球規模の問題解決に先導的に取り組む国、⑤「知」の資産を創出し続け、科学技術を文化として育む国を目指すべき国の姿と位置づけている。男女共同参画の視点からは、以上のような目的を達成するためにも、女性研究者、特に理系の研究者の比率をもっと挙げる必要を指摘された。この基調講演の後、昨年実施された学術機関 733 校に対する男女共同参画アンケートに関連して以下の報告があった。

第2回日本学術会議男女共同参画アンケート調査結果から

山本真鳥（日本学術会議第一部会員）「アンケート調査結果分析」

江原由美子（日本学術会議第一部会員）「第1回アンケートとの比較」

大学における男女共同参画政策の推進（現状と課題についての事例報告）

稲葉カヨ（京都大学教授）「国立大学法人の事例」

棚村政行（早稲田大学教授）「私立大学の事例」

田間泰子（大阪府立大学教授）「公立大学の事例」

栗原和枝（日本学術会議第三部会員）「学協会の事例」

アンケートの結果からは、機関内での男女共同参画実現への取り組みに関して、国立大学ではより積極的具体的なポジティブアクションを行っているのに対して、私立大学では普及していないことがわかった。たとえば、「業績等が同等であれば女性を採用する」と答えた国立大学は「全て」「一部」で行っているの合計が42.8%だったのに対し、私立大学では5%しかなかった。そして、こうした傾向はアンケートの回答および回答率にも如実に表れていることが指摘された。私学からの回答

(56.1%)は少なく、国立(97.7%)や公立(72.7%)に比べ、アンケートへの回答も「男女共同参画」についての意識が大変低いことを示した。たとえば、国立大学の52.4%が自前で保育所を用意しているが、私立大学では8.1%、また、男女共同参画に関する施策の「実施中」の割合をみても国立大学での実施率は圧倒的に高い。しかしながら、国・公・私立のいずれの大学においても設定された目標値（女性研究者・教員の全体に占める割合、第3期の目標値は25%）に到達していない(13.8%)。アンケート調査から見えてくる今後の課題として、江原氏は、①調査方法の問題点を是正する必要があり、今後は分野別調査の導入が必要、②若手研究者支援の充実の必要性、③研究領域における任期の導入や業績評価制度導入のメリット・デメリットがかなりある、④女性が増えるためには若い女性研究者（出産育児期）が増える必要がある。したがって性別役割分業意識の是正とワークライフバランス施策の充実という双方が必要であり、そうでないと男女間格差が拡大する可能性がある」と総括した。また、「私大連男女共同参画推進に関するアンケート」から私大における標記施策を整理分析した棚村氏は、総括の一つとして、「国立大学、理工系研究者の支援だけでなく、私立文系への支援、3年程度の短期的な成果ではなく、もう少し長いスパンでの評価」を要望した。

（4頁からの続き）

報年鑑所載」の見出しで回教寺院数と教徒数が、さらに「三、中国天主教統計（昭和14年版『宗教年鑑』所載）」の見出しで中国のカトリックの信徒総数、1年間の改宗者数、在中国カトリック教区数、宣教師数（司教、司祭それぞれ外国人と中国人）、修道者数（男女それぞれ外国人と中国人）、中国人神学生数、「俗人伝道者（準宣教師）」数、さらに「附一」として慈善事業一覧、「附二」として教育事業一覧（各種教育施設の数と生徒数（男女それぞれの数と合計）、「附三、その他」として、「カトリック工場数」と就業者数、印刷工場数とその職工数合計、定期刊行物数（中国語と外国語）が記されている。

次に「四、新教渡支概略」として中国に「新教」（プロテスタント）が入ってきた経緯と、その各教団名と会員数および宣教師数の一覧が記載されている。

(12) 「便覧」

「一、在中華民国寺院、教會、廟宇其ノ他布教所規則（昭和一一年外務省令第九號、改正昭和一二年第一四號）」が掲載されている。

(13) 「附録」

① 「中支宗教大同聯盟結成記」小笠原彰真

著者の小笠原氏は標記大同聯盟の結成準備委員長であり、その結成にいたる経緯が記されている。

② 「大同聯盟初期の方針に就て」福田闡正

著者の福田氏は当時大同聯盟の理事長であり、本資料の奥付には「編輯兼発行者」として名前が記されている。本資料はこの文章をもって終わっている。この二つのいずれにも伏字の箇所があり、当時の時代状況が窺われる。そして、この「附録」で『中支宗教大同聯盟年鑑』は終わっている。

天理スポーツシンポジウム 2011

「未来を創る！ ～天理 障害者スポーツ～」開催

難波真理

3月12日土曜日、13時～15時、天理大学研究棟第一会議室において「天理スポーツシンポジウム 2011 未来を創る！ ～天理 障害者スポーツ～」を開催した。

本シンポジウムの趣旨は、近年、やっと注目を集めるようになった障害者スポーツに焦点をあて、障害がある人もない人も、人生を謳歌するための一つの手段として、どのようにしてスポーツに関わるかを検討し、スポーツが社会と障害を持つ人々をつなげる架け橋となるにはどのような方向で未来に向かって進んでいくべきかを考えるというものである。

飯振政彦天理大学学長のあいさつ後、基調講演が始まった。当初、障害者総論についてお話しいただく予定だった障害者スポーツ研究の第一人者の矢部京之助氏（名古屋大学名誉教授、日本障害者スポーツ協会科学委員会顧問、元科学委員長）が東日本大震災の影響で天理にお越しいただく事ができず、代わりに私（難波）が基調講演を行った。私も障害者スポーツを研究しており、矢部氏とともに活動してきたので、矢部氏の考え、意見等をできるだけ忠実に、かつ、自信の経験を交えながら話をさせていただいた。

まず初めに、障害者スポーツ、パラリンピックの歴史を紹介。障害者スポーツの生みの親、ルードヴィヒ・グッドマン卿は「失った機能を数えるな、残った機能を最大限に活かせ！」という言葉を残した。グッドマン卿は「身体障害者に最も有効な治療法はスポーツである」という考えを持ち、障害者に積極的にスポーツを勧めた。そして、グッドマン卿に師事し、研究を重ねていた日本における障害者スポーツの生みの親、中村裕博士を紹介。中村博士は「身障者に 保護より 働く機会を 太陽を」という言葉を残した。これは障害者を医療等で保護をするのではなく、働く機会を与えて障害者の社会参加の推進をはかろうと考えた中村博士のスローガンである。話は進み、近年、障害者スポーツという言葉から「アダプテッド・スポーツ（その人に合ったスポーツ）」に変化している事を紹介。それぞれにスポーツを適合させていく事で健常者、障害者の壁を取り払い、共にスポーツを楽しめる環境になる。それがアダプテッド・スポーツである。

次に、パネルディスカッションを行った。競技者の立場から、パラリンピック柔道、アトランタ、シドニー、アテネで金メダル、北京で銀メダルを獲得された藤本聰氏がご自身の経験や話をされた。また、現在の練習環境は整っておらず、科学的な研究や指導が必要である事を訴えた。指導者の立場から、日本身体障害者アーチェリー連盟副理事長、日本障害者スポーツ指導者協議会近



第一会議室の様子

畿ブロック会長である橋本和典氏が、長年の指導経験から、障害者スポーツを指導する上で特別な事が必要なのではなく、工夫が必要である事を述べられた。社会福祉研究者の立場から、天理大学おやさと研究所講師の八木三郎氏が障害当事者としての視点と、日本の障害者福祉の考え方について述べられた。3名の講演後、アドバイザーとしてパラリンピックアーチェリーの選手で天理大学職員の中西彩氏に加わっていただいた。パネラーそれぞれに現在のスポーツ環境について一言ずつ話をいただき、とにかく自分から進んでスポーツ活動を行う事、施設がない何が無い、ではなく、工夫によって前に進める事を確認した。それぞれが与えられるのではなく、自ら行動を起こす事で障害者、健常者が共に楽しめ、それが架け橋となり社会とつながっていく事ができるのであろう。

最後に深谷忠一天理大学おやさと研究所所長が、それぞれができる事から始める事で道が開ける、という内容の総括を行い、閉会となった。

当日は様々な分野からの参加者があり、熱心にメモを取る姿も見受けられた。

時間が短く、しつかりした討論まで至らなかったのが残念である。今回、お越しいただけなかった矢部先生も是非機会を設けてほしいとのこと、シンポジストたちももっと話したい事があるとおっしゃっていたので、次回を開催できれば更に深い内容となる事は間違いなく、何らかの形で実現できればと願うばかりである。

国際女性デー記念シンポジウム

「ケア、国際移民、ジェンダー — 日仏対話」に参加

金子珠理

3月5日、日仏会館（東京）で開催された標記シンポジウムに参加した。

社会学、経済学、心理学、法学を専門とする、日本人5名、フランス人4名の発表者から、主として高齢者ケア（介護）にかかわる諸問題が、ミクロ、マクロの視点から提起された。日本における2000年の介護保険導入や、フランスにおける2005年の対人サービス発展法がクローズアップされ、また日本で2008年から始まったEPA看護師・介護士受け入れ政策、フランスのケア労働従事者内の人種差別の問題などが話題に上った。日仏両国ともに、ケアは女性の仕事と考えられてきた中で、近年注目されているケアに従事する女性移住者の存在はジェンダー平等にとってどのような意味を持つのか、そしてケアの倫理のあり方について考えさせられた。

連載執筆者紹介

深谷耕治（ふかや こうじ）

アメリカ通信

1983年生まれ、社会学専攻（京都大学大学院修士課程卒）、現在 Graduate Theological Union（米国バークレー神学校連合大学院）に属する Pacific School of Religion に留学中。本部直属やまとよふき分教会。

家庭の崩壊 地雷 虐待 環境破壊 DV 孤独死 AIDS 老々介護 ギャップ 戦争 自殺 核兵器 CO2 新型インフルエンザ 南北問題 温暖化 莫大

現代社会と天理教(2)

天理大学 おやさと研究所 平成23年度公開教学講座

世界が大きく激動している今日、私たちの価値観や身の回りの生活もしたいに変化し、いつのまにか多様な価値観が生まれてきました。しかしその価値観は、ややもすると利己的な価値観となっており、「我さえ良ければ、今さえ良ければ」の風潮を拡大・助長する危険性をもはらんでいます。そのような現代社会の中で、私たちが日々考え行動する拠り所は、常に天理教の教えに基づくことは言うまでもありません。

この講座では、「現代社会と天理教」というテーマのもと、2年間にわたって天理教の教えに基づく生き方、行動のあり方を、現代社会における具体的な事例の中から考え、今年度は後半として下記テーマに基づいて講座を開講します。

第1講 4月25日(月)
佐藤浩司 自死—死ぬなよ

自ら死を選び、実行する人が後を絶ちません。我が国では、若年層から高齢者まで年々増加の一途を辿っています。官民あげてこの問題に対しての良策を探っています。自死を思い止めることができるのは何でしょうか。与えられた生をそのまま全うするために。

第2講 5月25日(水)
森 洋明 つなぎ—デジタル化社会のアナログ思考

さまざまな分野におけるデジタル化の波は、日常生活の中で私たちの物の見方や考え方にも大きく影響しているのではないのでしょうか。そこで、アナログ的な姿勢としての「つなぎ」のあり方を見直し、その重要性を再確認したいと思います。

第3講 6月25日(土)
辻井正和 古い道と新しい道の間

1980年前後から日本の社会や人々の意識は大きく変わりました。しかし、「古き道があるから新しい道がある」と言われるため、新しい展開にはいつも疑問が呈されてきました。「古い道」と「新しい道」の関係をどう理解するのか、おさしづに基づいて検討してみたいと思います。

第4講 7月25日(月)
佐藤孝則 教えに基づく環境保護活動の実践例

環境問題は多岐にわたる学際的課題であり、その因果関係は複雑です。まして、価値観が多様化する今日では、解決策を見出すのは容易ではありません。しかし、教えに基づく生き方はそれほど複雑ではないと考えます。実践例を通して考えたいと思います。

第5講 8月25日(木)
深川治道 選択と不選択—教えとともに生きる道

今日、様々な人々によって生成された多様な情報が提供され、多様な選択肢が我々に提示されています。このような状況において、身近な事例から我々自身のあり方の選択について考えたいと思います。

第6講 9月25日(日)
野口 茂 世界の難法に心を寄せて
—いま求められる共感のカー

貧困や自然災害、紛争など世界の難法に心を寄せて、ひとの難法を我が事として地道に支援活動続ける人々が多いです。彼らの心に通底する共感の力に着目して、たすけ合いの意味を改めて考えてみたいと思います。

第7講 10月25日(火)
井上昭洋 おちばがえりの巡礼論

宗教の聖地を巡る旅を巡礼と呼ぶならば、おちばがえりも巡礼と言えます。おちばがえりを巡礼と捉えたら何が見えてくるのでしょうか。おちばがえりの歴史を振り返り、現代社会における巡礼の意味、私達にとってのおちばがえりの意義を再考したいと思います。

第8講 11月25日(金)
金子 昭 “無縁社会”への処方箋
—「たすけ合い」社会再構築に向けて—

年間の自殺者3万人、孤独死3万2千人。家族のきずな、社会の結びつきが解体しつつある今日、今こそ天理教者が内なる世直しを巻き起こし、互いがともにたすけ合う世の中へと建て替えていく旬が来ました。NPO・NGOを活用するなど、新しい社会だけの方策を皆様と共に考えてまいりたいと思います。

第9講 12月25日(日)
深谷忠一 かんろだい世界への道
—目指すものとその道程—

新幹線で東京に行って、大阪に着いたかと思っただけで訪ねる先を探しても、ぜったいに見つかることはありません。また、大阪に着いても東京の地図を使っているのは、目的地を見つけることはできないでしょう。私たちの目指す「かんろだい世界」はどのようなところなのか、そこに至る正しい道路マップはどういうものかを考えてみたいと思います。

場所：天理教道友社 6階ホール

時間：13：00～14：45

* お車での来場はご遠慮下さい。

グローバル天理
第12巻 第4号 (通巻136号)

2011 (平成23) 年4月1日発行

© Oyasato Institute for the Study of Religion
Tenri University

発行者 深谷忠一
編集発行 天理大学 おやさと研究所
〒632-8510 奈良県天理市杣之内町 1050

TEL 0743-63-9080

FAX 0743-63-7255

URL <http://www.tenri-u.ac.jp/oyaken/j-home.htm>

E-mail oyaken@sta.tenri-u.ac.jp

印刷 天理時報社

Printed in Japan